

## 富良野西中学校父母と先生の会会則

- 第1条 (名称:事務局)  
本会は富良野西中学校父母と先生の会(以下この会)といい、事務局を富良野西中学校(以下本校)内に置く。
- 第2条 (目的)  
この会は次の事項を目的として活動する。  
1 父母と先生、家庭と学校の連携を密にして、生徒の心身の健全な育成を図る。  
2 学校教育、家庭教育、社会教育について各々が相互理解のもと、その責任を負い、会員の資質の向上に努める。  
3 学校の教育的環境の整備・充実に努める。
- 第3条 (会員)  
この会の会員は次の通りとする。  
1 本校に在籍する生徒の父母またはこれに代わるもの。  
2 本校に勤務する教職員(市費職員を除く)
- 第4条 (会計)  
この会の経費は、総会で決定された会費およびその他の収入をもってあてる。なお、会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。
- 第5条  
1 この会の役員は次の通りとする。  
(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計監査 2名  
(4) 理事 5名 (5) 事務局長 1名  
2 前項の役員は総会によって選出する。  
3 役員の仕事は次の通りとする。  
ア 会長 会務を統括し、会合を主宰する。また、この会を代表する。  
イ 副会長 1名は、会計を担当し、1名は総務を担当する。  
会長を補佐し、会長不在の場合は、その仕事を代行する。  
総会において決定した予算に基づいて、会計事務を処理する。  
また、総会において決算を報告する。  
会員相互の研修・親睦を図る。  
次年度の役員選考委員会を設置する。  
ウ 会計監査 この会の業務および会計監査に当たる。  
エ 理事 常置委員会・学年委員会の会務推進に当たる。  
(文教委員長)  
理事会に出席し、審議に参加する。また、子どもの健康管理・保健衛生・体力づくりを図る。  
生徒への福祉厚生を図る。  
(生活厚生委員長)  
理事会に出席し、審議に参加する。また、環境整備などを図る。  
交通安全・危険防止などを図る。子どもの生活指導。  
(各学年委員長)  
理事会に参加し、審議に参加する。  
学年行事の企画。PTA 行事(バザー等)のお手伝いを図る。  
オ 事務局長 会務を掌理する。  
4 役員の仕事は1年とし、再選を妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは役員会で補充し、その仕事は前任者の残任期間とする。
- 第6条 (各委員会)  
第2条の目的達成のために、常置委員会・学年委員会を置いて活動を推進する。委員会については別に細則で定める。
- 第7条 (会議)  
会議は次の通りとする。  
1 総会  
ア 毎年4月に開かれるが、必要に応じて臨時に開くことができる。  
イ 招集は会長が行う。  
ウ 定期総会は主に次のことを行う。  
・業務の報告と計画 ・役員の選出 ・予算と決算  
・会則の改正 ・その他必要な事項  
2 役員会  
会長・副会長・会計監査・理事またはその代理によって開催され、会務の総合的な運営を協議する。

- 3 理事会  
上記役員会メンバーと各副委員長で構成する。
- 4 委員総会  
委員全員によって開催され、会の運営や活動について協議する。
- 5 決 議  
議事はいずれも出席者の過半数によって決議する。
- 6 校長は各会議に出席して意見を述べるができる。

第8条 (顧 問)  
この会に顧問を置くことができる。

第9条 (会則の改正)  
この会則は、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

第10条 (細則・規定)  
この会の運営や活動のために必要な細則・規定を役員会が定めることができる。

第11条 (附 則)  
この会則は、平成 8年2月17日より改正実施する。  
この会則は、平成31年4月13日より一部改正し実施する。

## 細 則

第1条 (役員候補推薦委員会)  
会則第5条の1の(1)から(4)の役員選出の時は、役員候補推薦委員会を置いて進める。

1 構 成 (11名)

役員三役5名      理事5名      事務局長1名

2 任 務

- ア 役員候補を役職別に、総会の少なくとも7日前までに、全会員に知らせる。
- イ 総会で役員選出に必要な事務に当たる。
- ウ 任務終了と同時に役員は解任となる。

第2条 (委員・事務局)

- 1 委員は各学年会員の中から学年委員6名、常置委員4名の計10名を選出する。
- 2 事務局長のもと若干名事務局委員を置くことができる。尚、事務局員は会長が委嘱する。
- 3 教職員会員は全員委員とする。

第3条 (各委員会)

会則第6条の常置委員会・学年委員会は次の通りとする。

1 文教委員会

- ①子どもの健康管理・保健衛生・体力作りを図る。      ②文化活動
- ③生徒への福祉厚生を図る。      ④他委員会との連携

2 生活厚生委員会

- ①生活指導      ②交通安全
- ③教育環境・施設の整備充実      ④他委員会との連携

4 学年委員会

- ①学年・学級PTA活動の推薦      ②学年・学級PTA間相互の連絡調整
- ③他委員会との連携      ④PTA行事(バザー)のお手伝いを図る。

5 特別委員会

- ①特別な事由により必要と認められる時に設置することができる。
- ②設置は役員会によって決定される。      ③任務終了と同時に解散する。

#### 第4条 (附則)

この細則は、平成 8年2月17日より実施する。  
この細則は、平成16年2月13日より一部改正し実施する。  
この細則は、平成17年4月16日より一部改正し実施する。  
この細則は、平成18年4月15日より一部改正し実施する。  
この細則は、平成22年4月17日より一部改正し実施する。  
この細則は、平成31年4月13日より一部改正し実施する。

### 慶弔規定

- 1 会員・生徒に次のことがあったときは、本会で慶弔を表す。
  - ・会員生徒死亡のとき 香 料 5,000円  
供花料 10,000円
- 2 その他、特別な事情のあるときは役員会で協議する。

この慶弔規定は、平成31年4月13日より一部改正し実施する。

PTA組織図

